

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく
移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第13号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 旅客特定車両停留施設の構造について、新たに基準を定めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例

新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第4条まで 省略</p> <p>(信号機に関する基準)</p> <p>第5条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次の各号のいずれかに掲げる信号機であることまたは当該信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、または横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したことまたは当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの</p> <p>イおよびウ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>第6条および第7条 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条から第4条まで 省略</p> <p>(信号機に関する基準)</p> <p>第5条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次の各号のいずれかに掲げる信号機であることまたは当該信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、または横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したことまたは当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの（<u>当該表示を開始したことまたは当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。</u>）</p> <p>イおよびウ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>第6条および第7条 省略</p> <p>付則 省略</p>

別表第1（第3条関係）
道路の構造に関する基準

1 歩道等

(1) 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けること。

(2) 有効幅員

ア 歩道の有効幅員（縁石、手すり、路上施設もしくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件もしくは施設を設置するために必要な幅員または除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下同じ。）は、道路構造条例第12条第3項に規定する幅員以上とすること。

イ 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第11条第2項に規定する幅員以上とすること。

ウ 歩道または自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員を定めるに当たっては、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮すること。

(3) 舗装

別表第1（第3条関係）
道路の構造に関する基準

1 歩道等および自転車歩行者専用道路等の構造

(1) 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路および歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けること。

(2) 有効幅員

ア 歩道の有効幅員（縁石、手すり、路上施設もしくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件もしくは施設を設置するために必要な幅員、除雪のために必要な幅員または道路構造条例第46条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を除いた幅員をいう。以下同じ。）は、道路構造条例第12条第3項に規定する幅員以上とすること。

イ 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第11条第2項に規定する幅員以上とすること。

ウ 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第44条第2項に規定する幅員以上とすること。

エ 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第45条第1項に規定する幅員以上とすること。

オ 歩道もしくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）または自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員を定めるに当たっては、当該歩道等または自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮すること。

(3) 舗装

ア 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げがなされたものとする。

(4) 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(5)から(8)まで 省略

2 立体横断施設

(1)から(3)まで 省略

(4) 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア かごの内法幅および内法奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造を有するもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、かごの内法幅は140センチメートル以上とし、内法奥行きは135センチメートル以上と

ア 歩道等または自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 歩道等または自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げがなされたものとする。

(4) 歩道等または自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(5)から(8)まで 省略

2 立体横断施設の構造

(1)から(3)まで 省略

(4) 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 籠の内法幅および内法奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造を有するもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、籠の内法幅は140センチメートル以上とし、内法奥行きは135センチメートル以上とするこ

すること。

ウ かごおよび昇降路の出入口の幅は、アに掲げる基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。

エ かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかごおよび昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

オ かごおよび昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内を視覚的に確認することができる構造とすること。

カ かご内に手すりを設けること。

キ かごおよび昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

ク かご内に、かごが停止する予定の階およびかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ケ かご内に、かごが到着する階ならびにかごおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

コ かご内および乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に操作盤を設けること。

サ かご内に設ける操作盤および乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。

と。

ウ 籠および昇降路の出入口の幅は、アに掲げる基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。

エ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠および昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

オ 籠および昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることまたは籠外および籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認することができる構造とすること。

カ 籠内に手すりを設けること。

キ 籠および昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

ク 籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する設備を設けること。

ケ 籠内に、籠が到着する階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。

コ 籠内および乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に操作盤を設けること。

サ 籠内に設ける操作盤および乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。

シ 乗降口に接続する歩道等または通路の部分の幅および奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。

ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かごおよび昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

(5) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものとする。

アからコまで 省略

(6)から(8)まで 省略

3 乗合自動車の停留所

(1)および(2) 省略

4 路面電車の停留場等

(1)から(4)まで 省略

5 自動車駐車場

(1)から(13)まで 省略

(14) 前号アの便房を設ける便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 省略

イ 出入口は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) から (ウ) まで 省略

シ 乗降口に接続する歩道等または通路の部分の幅および奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。

ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に、籠および昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合は、この限りでない。

(5) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この号において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものとする。

アからコまで 省略

(6)から(8)まで 省略

3 乗合自動車の停留所の構造

(1)および(2) 省略

4 路面電車の停留場等の構造

(1)から(4)まで 省略

5 自動車駐車場の構造

(1)から(13)まで 省略

(14) 前号アの便房を設ける便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 省略

イ 出入口は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) から (ウ) まで 省略

(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

a 省略

b 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。

(15)から(17)まで 省略

(新設)

(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

a 省略

b 自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。

(15)から(17)まで 省略

6 旅客特定車両停留施設の構造

(1) 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

（ア）幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とす

ることができる。

(イ) 自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(2) 前号の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」とい

う。）において路面に高低差がある場合は、エレベーターまたは傾斜路を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

(3) 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第6号および第7号の基準に適合するものに限る。）または傾斜路（第8号の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前号の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

(4) 旅客特定車両停留施設の通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げがなされたものとするこ

と。

イ 段差を設ける場合は、当該段差は、次に掲げるとおりとすること。

と。

(ア) 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度の差が大きいこと等により段差を容易に識別することができるものとする。

(イ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。

(5) 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(イ) 自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(6) 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 籠の内法幅は140センチメートル以上とし、内法奥行きは135セ

ンチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造を有するもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

イ 籠および昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

ウ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠および昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、アただし書の構造を有するエレベーターにあつては、この限りでない。

エ 第2項第4号オからスまでに掲げる基準に適合するものとする
こと。

(7) 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数ならびに籠の内法幅および内法奥行きを定めるに当たっては、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮すること。

(8) 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この号において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものとする
こと。ただし、アからウまでに掲げる基準については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とする

ことができる。

ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

エ 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げがなされたものとする
と。

オ 第2項第5号ウおよびカからコまでに掲げる基準に適合するもの
とすること。

(9) 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に掲げる
基準に適合するものとする。ただし、ウおよびエに掲げる基
準については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる
場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

ア 上り専用のもつと下り専用のもつとをそれぞれ設置すること。
ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この
限りでない。

イ エスカレーターの上端および下端に近接する通路の路面等にお
いて、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り
専用または下り専用でないエスカレーターについては、この限り
でない。

ウ 踏段の幅は、80センチメートル以上とすること。

エ 踏段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さと
することができる構造とし、かつ、車止めを設けること。

オ エスカレーターの行先および昇降方向を音声により知らせる設
備を設けること。

カ 第2項第6号イからオまでに掲げる基準に適合するものとする
こと。

(10) 第2項第8号(アおよびサを除く。)の規定は、移動等円滑化
された通路に設ける階段について準用する。

(11) 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に掲げる基準に適合する
ものとする。

ア 床面は、平たんで、滑りにくい仕上げがなされたものとするこ
と。

イ 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パー
セント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由
によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

ウ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路
の構造、気象状況または地形の状況その他の特別の理由によりや
むを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

エ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、
停留または駐車のために供する場所(以下エにおいて「旅客特定車
両用場所」という。)に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用
ブロック(視覚障害者に対する誘導または段差の存在等の警告も
しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。
以下同じ。)その他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入
を防止するための設備を設けること。

オ 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円
滑に乗降することができる構造とすること。

(12) 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により知らせる設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(13) 前項第12号から第17号までの規定は、旅客特定車両停留施設に設ける便所について準用する。この場合において、同項第14号ア中「第7号に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同号」とあるのは「第7号」と読み替えるものとする。

(14) 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第1号アからウまでに掲げる基準に適合するものとする。

イ 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(ウ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

ウ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者

6 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

- (1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設およびエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。
- (2) 前号の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。
- (3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場の乗降場および自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘

が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。

- (15) 前号の規定は、待合所および案内所について準用する。
- (16) 乗車券等販売所または案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けること。この場合においては、当該設備を有する旨を当該乗車券等販売所または案内所に表示しなければならない。
- (17) 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設けられている場合は、この限りでない。
- (18) 災害等のために旅客特定車両停留施設を一時使用する場合は、この項の規定によらないことができる。

7 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(1) 案内標識

- ア 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設およびエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。
- イ アの案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。
- ウ 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所もしくは休憩設備

導用ブロック（視覚障害者に対する誘導または段差の存在等の警告もしくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。以下同じ。）を敷設すること。

(4) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度の差が大きいこと等により当該視覚障害者誘導用ブロックを容易に識別することができる色とすること。

（オにおいて「移動等円滑化のための主要な設備」という。）またはオに規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けること。

エ ウの案内標識は、日本産業規格 Z 8210 に適合すること。

オ 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（前項第 3 号前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同号前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下オにおいて同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

カ 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造および主要な設備の配置を点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するための設備を設けること。

(2) 視覚障害者誘導用ブロック

ア 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場の乗降場ならびに自動車駐車場および旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

イ アの規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第 2 項第 4 号サの基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前号カの規定により設けられる設備（音声によるものを除く。）、便所の出入口および前項第 14 号の基準に適合

する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

ウ 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路およびエスカレーターの上端および下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

エ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度の差が大きいこと等により当該視覚障害者誘導用ブロックを容易に識別することができる色とすること。

オ 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。

(3) 休憩施設

ア 歩道等または自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチおよびその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替する施設がある場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

ウ イの設備に優先席(主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。)を設ける場合は、その付近に

(5) 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。

(6) 歩道等には、適当な間隔でベンチおよびその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替する施設がある場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(7) 歩道等および立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等および立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

(8) 乗合自動車の停留所、路面電車の停留場および自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認めら

当該優先席を優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けること。

(4) 照明施設

ア 歩道等、自転車歩行者専用道路等および立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等および立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

イ 乗合自動車の停留所、路面電車の停留場、自動車駐車場および旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所、路面電車の停留場、自動車駐車場および旅客特定車両停留施設の路面または床面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

れる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗
合自動車の停留所、路面電車の停留場および自動車駐車場の路面の
照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

(9) 歩道等および立体横断施設には、積雪または凍結により、高齢
者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれの
ある箇所に、融雪施設、流雪溝または雪覆工を設けること。

以下 省略

(5) 歩道等、自転車歩行者専用道路等および立体横断施設には、積
雪または凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著
しく支障を及ぼすおそれのある箇所に、融雪施設、流雪溝または雪
覆工を設けること。

以下 省略